

平成21年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部庶務課（固定資産評価審査委員会）

職員課

情報システム課

契約課

生活安全課

3 監査の範囲

平成21年4月1日から12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等

4 監査の期間

平成22年1月18日から平成22年3月1日まで

【説明聴取日 平成22年2月4日】

5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、監査対象部課において執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査並びに説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

所管課別の監査結果は以下のとおりである。なお、組織及び所管の概要、平成21年度主要事務事業の成果は、平成21年12月末現在の内容である。

1 庶務課

(1) 組織及び所管の概要

課長	庶務文書係(4人) ※固定資産評価審査委員会事務局兼務(書記2人)
	議会の招集及び議案、議会との連絡、統計、固定資産評価審査委員会、同和対策及び人権問題、文書の収発・審査及び保存、公告式、公印の管理、重要書庫及び資料室の管理、他の部及び課の所管に属さないこと等
	法制係(3人)
	条例、規則、規程等の制定・改廃、法令の調査研究、行政不服申し立て及び訴訟、条例等審議委員会、情報公開、個人情報保護及び個人情報保護審議会等に関すること等

(2) 平成21年度主要事務事業の成果

21年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 議会庶務事務の充実

定例会3回と臨時会3回の本会議等が開催された。それぞれの本会議等の開催にあたり、招集、議案の調整や配付、議会事務局との連絡調整など、議会と市長部局との接点としての役割を円滑に果たすことができている。

② 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、市政情報の提供に努め、市の説明責任等を果たすとともに、市政への市民参画の促進と公正・透明な行政運営を推進することができている。

【情報公開事務】

- ・ 請求件数57申請〔開示(全部開示32件52文書、一部開示20件56文書)、不開示(2件、不存在10件)〕
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会の開催 4回

【個人情報保護事務】

- ・ 自己情報開示請求: 請求件数26件〔開示(全部開示19件、一部開示2件)、不開示(不存在4件)、取下げ(3件)〕
- ・ 個人情報保護審議会の開催 3回。

③ 法制執務の充実

例規の制定・改廃にあたり、関係部署を支援し迅速な対応を図るとともに、訴訟等に対し適切な対応を行うことができている。

【法規執務事務】

- ・ 条例 20 件（制定 3 件、一部改正 16 件、廃止 1 件）
- ・ 規則 9 件（一部改正 9 件）
- ・ 規程 4 件（一部改正 4 件）
- ・ 要綱 44 件（制定 19 件、一部改正 21 件、廃止 4 件）

【訴訟事務】 16 件

- ・ 公金支出差止等請求事件 2 件
- ・ 損害賠償請求事件 4 件
- ・ 差押債権取立請求事件 5 件
- ・ その他 5 件

【行政不服申立て】

- ・ 滞納者の有する債権の差押処分に対する異議申立て（却下 9 件、棄却 1 件）

④ 地上デジタル放送への移行調査

八王子地上デジタルテレビ中継局の開局（10 月）後、アナログ波受信障害対策を実施している 10 箇所 of 公共施設に対して地上デジタル放送受信障害調査を実施し（12 月 8 日完了）、地上デジタル放送受信障害が 1 施設に発生することを確認するなど計画どおり進行している。なお、青梅地上デジタルテレビ中継局完成後（22 年度）に再調査を実施する予定である。

⑤ 固定資産評価審査委員会

21 年度は評価替えの年であったが、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出はなかった。評価替え等の概要、税制改正等を議題に 3 回の会議を開催するとともに、議会（6 月定例会）の同意を得て任期満了となった委員を再任した。また、東京都固定資産評価審査委員会審査事務協議会の幹事市として、定期協議会を羽村市コミュニティセンターにおいて開催した。当日、第 2 部として講演会を開催し、出席者（136 人）の見識を深めることができた。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 公印の管理・使用、公文書の管理等については、適正に管理されていることが認められた。
- 前渡金の清算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

2 職員課

(1) 組織及び所管の概要

課長	人事研修係(4人) ※うち2人は東京都総務局及び経済産業省に派遣 職員の任免・分限・懲戒・表彰及び服務、職員配置、職員の研修計画及び実施、職員採用、職員の昇格・昇給及び給与の決定、職員の勤務時間・勤務条件等、職員の人事考課、各種委員の任免、東京市町村総合事務組合、その他人事及び研修に関すること 等
	給与厚生係(3人) 職員の給与・報酬・賃金・旅費等の支給、職員の福利厚生及び健康管理、職員の公務災害、職員の労働安全衛生、特別職報酬等審議会、職員互助組合、東京都市町村職員共済組合、東京都市町村職員退職手当組合、その他職員の給与厚生に関すること 等

(2) 平成 21 年度主要事務事業の成果

21 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 特別職報酬等の額の見直し

7 月に特別職報酬等審議会を開催し、市議会議員報酬、市長等の給与、市議会政務調査費の額について諮問を行った。3 回にわたる審議会での審議を経て、12 月末に答申案をまとめ計画どおり進行している。なお、答申書は 22 年 1 月 14 日市長に提出されており、これに基づき報酬額の見直しを行う。

② 羽村市役所特定事業主行動計画の改定

現計画の計画期間が 22 年 3 月 31 日に終了することから、内容の見直し等、計画案策定に向けた準備を行っており計画どおり進行している。なお、羽村市次世代育成支援行動計画・後期行動計画(22~26 年度)と整合性を図る必要があることから、新たな計画は年度末に作成する。

③ 超過勤務抑制対策の実施

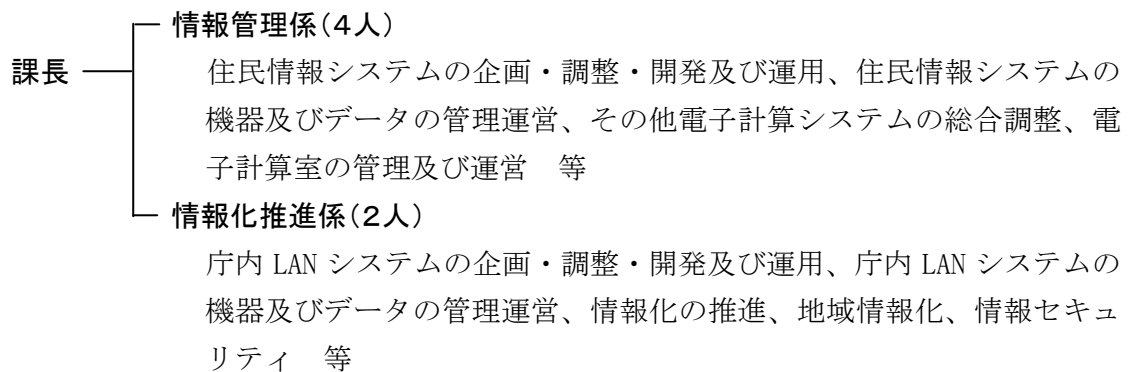
4 月に、全課長に対し、今年度の超過勤務抑制対策の実施について通知を行った。この中で、課長職が四半期ごとに超過勤務状況を確認し、超過勤務の状況について把握及び報告するよう求めているが、第 2 四半期までの各課の実績を確認することができている。超過勤務の多い課に対してはヒアリング等を通して、現状を把握するとともに、抑制についての働きかけを行っており計画どおり進行している。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の清算については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 情報システム課

(1) 組織及び所管の概要



(2) 平成 21 年度主要事務事業の成果

21 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、着実に推進している。なお、「電子自治体の推進体制の整備」については、後述のとおり、実施時期の見直しを行った。

① 電子自治体の推進体制の整備

情報化施策の一層の効率・効果的な運用を図ることを目的に、最高情報統括責任者を本部長とする情報化推進本部を新たに設置するため、既存の情報化推進委員会、情報セキュリティ委員会等の整理、先進自治体の状況把握など調査検討を行っている。なお、庁議や委員会等との調整が必要なことから、設置時期を 22 年度とする見直しを行っている。

② 情報セキュリティマネジメントシステムの設置

個人情報などの情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステムを整備・運用するとともに、全職員を対象にした研修及び外部監査の一部を実施した。さらに、内部監査及び一部外部監査の実施に向けた準備を行い計画どおり進行している。なお、内部監査と外部監査の一部は 22 年 1 月から 3 月までの期間で実施する。

③ 業務システムの再構築と最適化

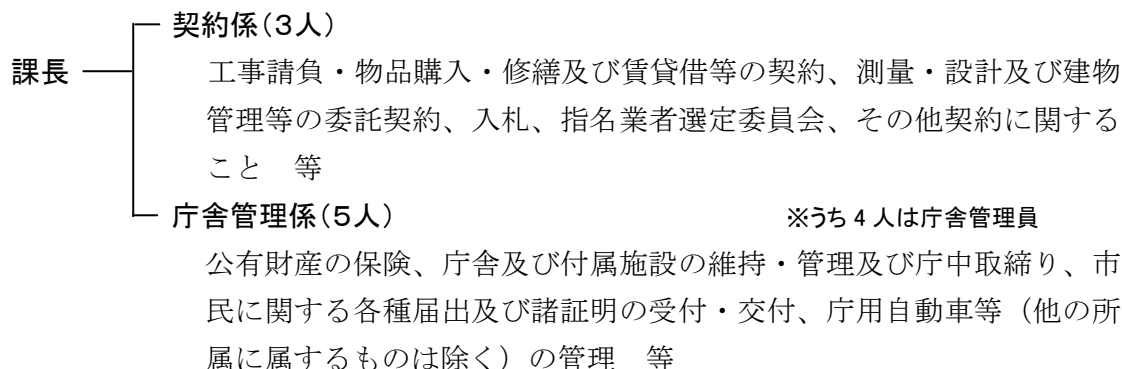
市が所管する業務及びその業務に関連する住民情報システム等について、市民サービスの向上、業務の効率化、経費削減の観点から最適化を図るために情報収集や庁内情報システムの洗い出し等を行っている。庁内横断的な検討体制が必要なことから、その仕組みづくりについて検討中であり計画どおり進行している(22 年 2 月に「業務・システム最適化検討委員会」を設置)。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

4 契約課

(1) 組織及び所管の概要



(2) 平成 21 年度主要事務事業の成果

21 年度の主要な事務事業の成果は、以下のとおりである。

① 入札・契約事務の充実<入札制度改革> (完了)

◆総合評価方式の試行

契約制度改革のひとつとして、国土交通省の進めている総合評価方式による契約を試行するため、「羽村市簡易型総合評価一般競争入札試行要綱」を制定した。告示(入札説明書、落札者決定基準等)、技術評価、価格入札(契約候補者の決定)、議会の議決を経て、契約を締結した。なお、落札者の決定にあたっては、工事実績や施工技術者、市への協力事業者等、適正な評価を行うことができている。

◆予定価格等の事前公表の廃止と最低制限価格割合の変更

適正な価格での契約と工事の品質確保を目的に、予定価格等の事前公表に関する要綱を 21 年度から廃止した。

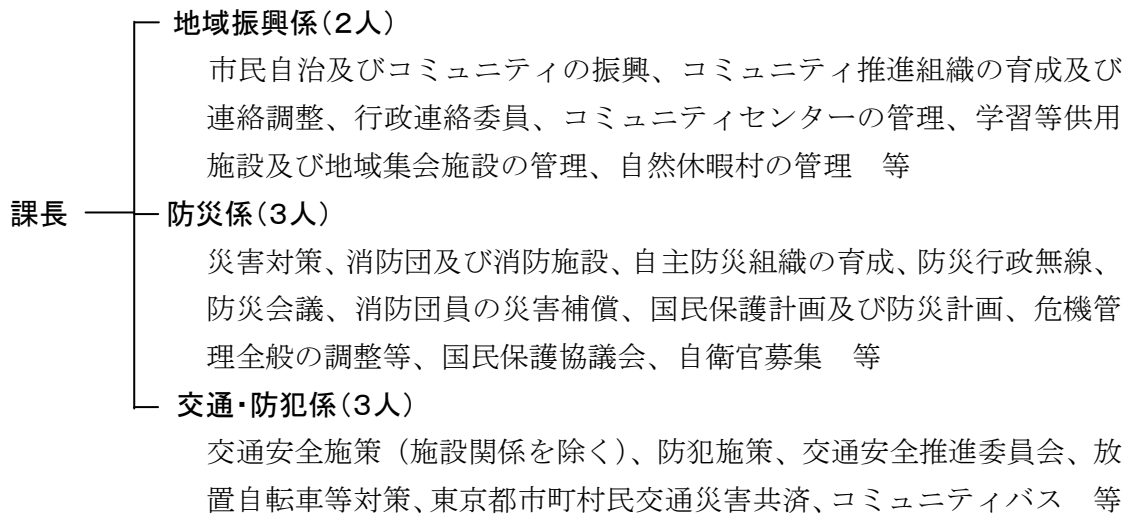
また、東京都の改定にあわせ羽村市契約事務規則の一部改正を行い、最低制限価格の割合を「10 分の 8.5」に引き上げるとともに、算定書式も改正している。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の清算については、適正に執行されているものと認められた。
- 監査対象期間(21 年 4 月～12 月)に購入した備品について監査した結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

5 生活安全課

(1) 組織及び所管の概要



(2) 平成 21 年度主要事務事業の成果

21 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、着実に推進している。

① 消防ポンプ自動車の購入(完了)

第 6 分団配備の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、運転免許制度の改正等を踏まえ、2 トン車の車両を購入した。なお、購入に際しては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当している。

② 家具転倒防止器具助成事業の実施(完了)

震災時の人的被害の軽減に資することを目的に、東京都市長会の財源を受け、21 年度から 23 年度までの 3 か年で 1,200 世帯に家具転倒防止器具を助成するものである。21 年度は 400 世帯(うち取付助成は 200 世帯)を予定していたが、取付けを希望する世帯が少なかったため、564 世帯(うち取付助成は 60 世帯)に助成することができている。

③ 災害時提供農地表示板の設置

羽村市農業団体協議会と締結した「災害時における農作物等の供給及び農地の使用に関する協定」に基づき、協力農地に「羽村市災害時協力農地」の看板を設置するものである。協力農家(59 件 135 筆)の承諾を得ており、看板の仕様や設置方法等について検討協議を行っている。

④ 災害用備蓄倉庫の整備

避難所対応能力と併せ、地域の防災力の強化を図るため、避難所に災害用備蓄倉庫を設置する。今回の整備にあたっては、経費節減のため、倉庫を作らず簡易棚の設置のみで整備することができるよう見直しを行っている。

⑤ 羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例の運用

条例に基づき設置された「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」を 3 回開催し、市民安全パトロール、各パトロール間の連携及び情報共有、駅前パト

ロールセンターの設置について検討しており、計画どおり進行している。

⑥ コミュニティバス「はむらん」の利用促進

バス利用の定着化を図るため、定時運行の確保に努めているとともに、より利用しやすいルートを検討を行っており計画どおり進行している。21年4月から12月までの利用者数は94,473人、1か月平均利用者数は10,497人で、20年度の1か月平均利用者数10,340人と比べて微増している。

⑦ 羽村市「海の家」事業委託の見直し

市民の心身の健康と福祉の増進を目的とした「海の家」事業委託については、低料金の民間施設の利用も可能であることから、当初の目的を達成しており見直しを行っている。

【利用状況（3施設）】

20年度 夏期期間(7/20～8/31) 1,177人 夏期期間以外 41人

21年度 夏期期間(7/20～8/31) 1,104人 夏期期間以外 30人(12月末現在)

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 公印の管理・使用、公文書の管理等については、おおむね適正に管理されていることが認められた。
- 監査対象期間（21年4月～12月）に購入した備品について監査した結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

6 総括

総務部各課の財務における事務及びその他関連する事務について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

■ 意見・要望・評価する点について

- 監査の中心的事項となる財務事務の執行について、総務部は比較的风险の少ない部署として認識しているが、合规性（法令等に従って行われているか）の観点のもとより、経済性（ムダな経費をかけていないか）、効率性（より成果のあがる方法はないか）、有効性（目的にかなっているか）が図られた運営がなされていることを確認した。
- 内部管理業務が多い総務部は、羽村市役所という組織の中核である。市では、厳しい経済状況の中、できる限り市民生活に影響を与えないことを主眼とした緊急財政対策に取り組んでいるが、この取り組みにおいても、総務部が率先し見直しを実施している。時代の要請にあわせ、総務部が動くことにより、羽村市役所がより活性化することを期待する。

- 庶務課においては、増加傾向にある訴訟事務に対応するため、案件により、市長等の指定代理人を職員が行っている。このことは、職員の力によるところが大きく経費節減効果もあわせて高く評価するものである。
- 超過勤務の縮減は、事務の効率化、ワーク・ライフ・バランス、心身の健康維持の観点から重要なことである。職員課においては、超過勤務抑制対策を実施し、より一層の抑制に取り組んでおり一定の成果につながっている。今後も、この取り組みを強化するとともに、超過勤務を命令する管理職が実態を把握し、なお適正な管理を行うことができるよう、適切な指導を要望する。
- 情報システム課においては、「情報化推進計画」に基づき、情報化の推進に適切に対応しており評価するものである。今後、更なる行政の情報化の進展に対応していくため、情報化推進本部及び業務・システム最適化検討委員会を立ち上げるということであるが、より効果的、効率的に体制整備が図られることを期待する。
- 契約課では、厳しい社会経済情勢を受け、緊急経済対策に取り組んでいる。その例をあげると、工事請負契約書の単品スライド条項の適用、契約金額 50 万円以上の工事や工事に係る委託業務の前払い金の適用、物品等の市内調達の推進である。公正に契約事務を執行しながら、しかも社会経済状況や企業・事業所の活性化に配慮しており評価するものである。
- 12 月末現在の市内刑法犯認知件数は約 730 件で、前年同期と比べ約 110 件減少し、特に侵入窃盗や車上ねらいが少なくなっており、市民安全パトロールによる市民協働等の成果が伺えるものである。生活安全課においては、このパトロールだけでなく、消防団や交通安全推進委員会との連携も図られており、一つひとつの成果が「誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現」につながっていくものと評価する。今後も、重要施策である「安全・安心なまちづくり」のための取り組みを着実に実施されることを期待する。